
平成 28 年度第 4 回つくばみらい市学区審議会 会議要録

○日 時 平成 29 年 1 月 25 日 (水) 午後 7 時 30 分～午後 8 時 45 分

○場 所 つくばみらい市役所 教育委員会庁舎 2 階会議室

○出席委員 大坪委員、富田委員、飯田委員、田邊委員、塙越委員、安河内委員、田口委員、野島委員、秋山委員、三船委員、横澤委員、國寄委員、高橋（隆）委員、遠藤委員、相島委員、羽田委員、高橋（秀）委員、海老原委員、小田川委員
○欠席委員 高木委員

1. 開会

事務局： こんばんは。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、平成 28 年度第 4 回つくばみらい市学区審議会を開催いたします。本日、進行を務めさせていただきます、学校教育課飯泉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本審議会は原則公開となっており、議事録の概要を市ホームページで公開する予定です。予めご承知おき下さい。それでは、お配りいたしました第 4 回つくばみらい市学区審議会会議次第に従いまして進めさせていただきます。それでは、あいさつを高橋会長、よろしくお願ひいたします。

2. あいさつ

会長： 改めまして、こんばんは。早いもので、年が改まってから、一ヶ月が過ぎようとしています。委員の皆様方におかれましては、それぞれにお忙しい立場でありますけれども、本日この会場にお集まりいただきましたこと、心から感謝いたします。本当にありがとうございます。今日は学区審議会の 4 回目の会合となっておりますが、最後の会議にしたいと思っております。事前にお配りしたように学区審議会の答申案を中心にお意見交換させて頂ければと思います。個人的に事務局案は結構いい線をいっていると思っております。したがって過去 3 回の審議を通じて皆様方の意を受けた案になっているかどうか、ご検討いただきたいと思います。なお、文言、表現については、それぞれの立場でそれぞれのご意見があるはずです。従って、本日、メインの議題にしません。中身が過去 3 回のものを踏まえた答申案になっているかどうかという観点で、是非、ご意見を頂戴したいと思います。今申し上げました、文言と表現の問題については、皆さんのご異論がなければ、この会議が終了した後、会長のわたくしと、小田川副会長と事務局の三者で最終文言を決めたいと思っております。この後、審議会答

申の最終案を事務局の方から説明申し上げます。本日はよろしくお願ひします。

事務局： ありがとうございました。本日の会議にあたりまして、委員の皆さま20名中16名（補足：途中より19名）ご出席を頂いております。過半数に達しておりますので、つくばみらい市学区審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立することをご報告いたします。それでは、次第「3. 協議事項」に入らせていただきます。条例第6条第1項の規定により、「会長がその議長になる」とありますので、これから協議事項につきましては、高橋会長にお願いいたします。

3. 協議事項

（1）答申（案）について

（2）（仮称）富士見ヶ丘小学校の校名（案）について

（3）その他

会長： それでは、お手元の資料にあるとおり、本日の検討は答申（案）について、でございます。補足資料について事務局から説明をお願いします。

《事務局により資料の説明》

会長： ご質問があればお出しください。現在の見通しでは教室数は間に合うだろうというのが事務局の説明だと思います。よろしいでしょうか。

《特に意見なし》

会長： 特に無いようですので、引き続き答申（案）の説明に入ります。事務局お願ひします。

（1）答申（案）について

《事務局により資料の説明》

会長： どうもありがとうございました。ただ今事務局から説明にあったとおりですが、小学校区については付帯意見が4つあります。一つは学区を早く決めるということ、周知してほしいということ。2, 3, 4については、転校回数が多くなりすぎると問題があるということ。通学区域内の境界部についての意見を取り入れられていないことが問題ということ。既存地区の意見も聞いてほしいという部分についてのまとめでございます。いずれの要因を踏まえて学区の変更は可能で、弾力的運用ができるのが、この趣旨でございます。中学校区の付帯意見1については小学校区と同じです。確定と周知ですね。2については、谷和原中学校の教室不足に対する対応。3については、通学路の安全確保の観点での対応。この答申案のそれぞれの学校区での区分けと具体意見の概要、過去の検討経過が踏まえられているか、ご判断のもとご意見を頂戴した

いと思います。

委 員： 資料内「（仮称）富士見ヶ丘小学校区に隣接する既存地区に関する通学許可への対応について」に、「安全性を考慮し」とありますが、通学への負担もあるのではないでしょうか。「等」で読むのであればいいのですが、「通学への負担」を文言としても入れた方がいいと思うのですが。また、次の行に「できる限り近接の小学校への通学が許可されるように配慮願いたい」とありますが、近接の小学校というのは陽光台も含まれるのでしょうか。

会 長： それは、富士見ヶ丘小学校区に隣接するという意味ですね。

事 務 局： ここに記載がある内容としては富士見ヶ丘小学校区についての内容なので、富士見ヶ丘小学校ということです。陽光台小学校においても、同様の理由により指定校変更を実施しているのが現状です。

委 員： わかりました。そうなると、誤解する表現だとも考えられるので、表現を変えた方がいいと思います。例えば、「当該校へ」等という表現はどうでしょうか。

会 長： ご意見はわかりますが、資料内の表題4「（仮称）富士見ヶ丘小学校に隣接する」とあるので問題はないのかなと思います。

委 員： はっきりと「当該校へ」という風にすればいいと思います。

会 長： 今の話の内容としては、「隣接の小学校」というよりは「当該校」ということ。当該が富士見ヶ丘小学校を指しているのだから、それを表現する場合には「近接」ではなく「当該」であるべきだというご意見ですね。

委 員： 関連した内容ですが、（仮称）富士見ヶ丘小学校の近接小学校となると、陽光台小と同じ文言が当てはまります。小張地区において、また、小張小学校に通うということになった時、同じように考えてあげられるのでしょうか。

事 務 局： 今のご質問ですが、前回の時も参考資料を配布させていただいておりますが、規則の想定と指定校変更の許可条件の想定を、本日もご用意がありますのでお配りして、説明させていただいてもよろしいでしょうか。

《事務局により資料の説明・追加資料配布》

会 長： 他にご意見ありますか。

委 員： 中学校の付帯意見2「教室不足が想定された場合に対する対応について」について、1回目、2回目の審議会の中で、新しい中学校を入れると混乱するという話があったと思いますが、それについても、いつできるのか等の議論もあります。プレハブなどの話もあって、それはそれでいいと思いますが、新しい学校が出来るのではないかという噂が広がると感じます。新し学校ができると思わせるような文言は入れないほうがいいのではないかでしょうか。「合併でとおします」という表現の方が、覚悟が決まる気がするのですが。

委 員： 私も思いました。この資料は事務局で作っていると思いますが、もしかして新しい学校を造る計画があるのではないかと感じました。造るのか造らないのか、その辺を説明いただきたいです。

事務局： 資料内に入れた文言の部分については、適正配置審議会で中学校の在り方は、継続的に検討してほしいという答申を頂いている状況ですので、それを受けたというか、その部分との整合性という観点から、学区の審議会で同じように入れさせていただきました。特別、建設の方向性があつての流用ではありません。

委 員： 私は造るべきだと発言したので、それを酌んでいただいたと思っていました。現に、建設用地というのはあるのですよね。

委 員： 新しい中学校の話は置いておくということだったのですが、小張小学校を新たな中学校という噂が出てしまっています。噂が出ているのは良くないのではないでしょうか。まだ新しい中学校の話について協議していないのに載せるのはどうなのですか。先ほどの意見に賛成です。

会 長： 両方の意見が成り立ち得るのですよね。もともと中学校の建設予定地があるのに無視というのも分が悪いのだろうなと個人的には思います。一方、建てるみたいな文言については慎重に検討していきましょう。個人的には文言は、入れてもいい、入れるべきだと考えています。入れなくても誤解を生みます。入ってなければ、何故、入っていないのかとなります。入れた上で考えなければいけません。意見がわかれましたが保護者の方はいかがでしょうか。

委 員： 文言が書いてあってもなくても噂は流れます。質問が出た時の答え次第ではないでしょうか。その質問が出た時の答えを準備して頂きたいと思います。

教 育 長： 入れてもいいし、入れなくてもいいという感じですかね。適正配置の意見交換会でも、必ず出ます。適正配置の答申の付帯で書いてありますが、ここに書いてあるとおりです。それ以上、それ以下でもないという答え方をしています。

委 員： 将来的には約2万人規模のコミュニティが形成される地区なので、そこに中学校が一つもないのはおかしいと私自身は考えています。現に用地があるではないですか。

委 員： 今の話を聞いて建てるか建てないかわかりません。建てないとも言い切れないということです。本当に建てる可能性があるのであれば、そのまま書けばいいと思います。可能性がゼロに近いのに、書いてしまうと話が盛り上がってしまいます。現時点では決まっていなくて、将来建てる可能性があるのであれば、ありのままを開示するべきです。用地はあるけれど、話は無くなってしまいという現状を主張すればいいと思いました。「もやつ」としているのが現状で、それをそのまま書いてはいかがでしょうか。

会 長： 結論は出しにくいですが、ご意見を踏まえた上、事務局で決定してください。教育委員会の方が、見通しがあるので、意見を踏まえた上で、文言を入れるか入れないか

を事務局に決定を委ねるということでいかがでしょうか。

委 員： やはり、 諮問されたことに答申を出すのが筋ではないでしょうか。新しい建設については諮問されていません。書くのであれば、文章の表現を考えて書いていただきたいと思います。中学校についての答申は出していないとわかるようにしないと、建設やプレハブについての議論と混じっているので、表現の仕方を考えるべきかなと感じています。

委 員： プレハブ校舎建設の方が新しい学校建設よりも前かなと思います。新しい生徒が入ってきて、抱える問題としては教室数が足りないということであれば、まずはプレハブが優先的に考えられるべきですし、その後の新しい学校の建設というのは未確定ということですね。

会 長： 委員の言うこともありますよね。あの広い用地に中学校が無いのは変ではないかという意見も出てくるだろうと思います。皆さんの意見を踏まえたうえで、一旦事務局に預けます。よろしいでしょうか。他に意見ありますか。

委 員： 資料1内2頁についてですが、「(仮称)富士見ヶ丘小学校の学区について」、これでいけば、残りは陽光台小学校だという風に取られると思うのですが、2の方は「みらい平地区の中学校区について」で、2頁タイトル1は、「みらい平地区の小学校区の学区について」の答申をやっていたと思うのですが、タイトルについてはいかがお考えでしょうか。意図があるのであれば教えてください。

会 長： 1の「(仮称)富士見ヶ丘小学校の学区について」の表題について、おっしゃるとおりですね。

事 務 局： 今の質問の所なのですが、諮問書のタイトルとして「1 (仮称)富士見ヶ丘小学校の学区について」「2 みらい平地区の中学校区について」学区審議会に出させていただいている。そのタイトルをそのまま記載させて頂いたということです。

会 長： というのが回答ですが、個人的にこのタイトルは「みらい平地区の学校区について」ではないかと思います。具体的な例示は(仮称)富士見ヶ丘小学校だけではなくて、陽光台小学校も含まれています。陽光台小学校の学区も変更になります。みらい平地区の学区の問題だろうということです。諮問の趣旨もその辺を否定しているわけではないので、変えても問題ないのではないかと私は思いますが、いかがでしょう。他に意見はありますか。

委 員： 資料1の1頁の題名も変えるのですね。

会 長： そこも当然変えたほうがいいと思います。他にいかがでしょうか。なければ、本日の検討を閉めたいのですが。いくつかの貴重なご意見を頂戴いたしました。文言についての調整を先ほど申し上げた三者で行います。それを皆さんに提示した上で、私が代表して教育長に答申をお渡しするという手続きになります。そんな方向でお考えいただければと思います。ご審議どうもありがとうございました。

（2）（仮称）富士見ヶ丘小学校の校名（案）について

会長：（仮称）富士見ヶ丘小学校の校名案について、事務局お願いいいたします。

《事務局による説明》

会長：「（仮称）」を取るという事ですね。その他に希望の校名はありますか。

委員：質問なのですが、もともとあの辺の地名は富士見ヶ丘という地名があったわけではなく、富士見ヶ丘という住宅地が出来たから富士見ヶ丘と地名を付けました。富士見ヶ丘小学校があるところは富士見ヶ丘の地名だけど、通学する子たちは紫峰ヶ丘からの2丁目、3丁目からも通いますよね。

会長：少なくとも現時点での判断とすれば、今浸透している富士見ヶ丘小学校で特段の問題がないだろうということが常識的かなと思います。特に意見がないので、事務局案とおりでいかがでしょうか。

《異議なし》

会長：異議なしということで、「（仮称）」をとるという案でいきましょう。それでは、進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

事務局：高橋会長、ありがとうございました。本日のご審議いただきました答申案については答申書を作成し、後日、高橋会長、及び小田川副会長にご確認いただきまして、本審議会からの正式な答申とさせていただきます。委員の皆さんへは答申書の写しを後日送付させていただきます。2月の教育委員会へ答申の報告を行い、規則改正の案の議決をいただきまして、3月中には規則の告示をさせて頂く予定であります。市民の皆さんへの周知につきましては4月の市報、ホームページ、児童を通じて保護者の皆さんへ文書を配布したいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。以上をもちましてつくばみらい市学区審議会を閉会させていただきます。委員の皆さん、遅くまでありがとうございました。

以上